

法人かまた 第524号 令和8年4月1日発行

法人かまた

2026

4/5/6

 **THE KAMATA NEWS No.524**



法人 かまた

INDEX

- | | |
|---|-----|
| ● 令和8年新年賀詞交歓会並びに新入会員歓迎会開催 | 1 |
| ● 大田区長のご挨拶 | 2～3 |
| ● 令和8年度事業計画 | 4～5 |
| ● 新入会員紹介／会員親睦ボウリング大会開催 | 6 |
| ● 行動する法人会 | 7 |
| ● 令和8年度税制改正大綱 | 8～9 |
| ● 支部活動紹介／イブニングセミナー | 10 |
| ● My Boom／開催予定セミナーのご案内／
第15回通常総会特別講演／合同報告会特別講演 | 11 |
| ● O-TAXが大田区税務功労者表彰／確定申告横断幕 | 12 |

令和8年4・5・6月【第524号】

表紙について

今年も早、ゴールデンウィークの季節を迎えるころとなりました。毎年、1月から3月はあっという間に過ぎてしまう気がします。1月は、いぬる月。2月は、逃げる月。3月は、去る月、、、だそうですが、ご存じでしたか？

忙しい日々を送っていると、たまには立ち止まって心穏やかに過ごしたいものです。日本には四季があり、季節の行事を大事にする習慣は、忙しい現代人こそ必要だと思えます。

5月は、端午の節句。表紙のような風にたなびく鯉のぼりは都心ではみられなくなりましたが、鯉は滝を登る姿から、成長や出世の象徴とされているそうです。健やかな成長を願う親の気持ちは、いつの時代も同じです。現代の暮らしにあった方法で、こどもの日を家族みんなで祝ってはいかがでしょうか。



令和8年新年賀詞交歓会

並びに

新入会員歓迎会開催



大塚法人会長



瀬沼蒲田税務署長



岡本大田都税事務所長



鈴木大田区长



新入会員の皆様 大塚会長、瀬沼署長と記念撮影

1月16日(金)羽田空港ギャラクシーホールにて新年賀詞交歓会が開催されました。今年は、例年より多くの新入会員の方にご出席を賜りました。

第1部の式典並びに新入会員紹介の司会は小田川副会長が務め、17名のご来賓紹介、大塚会長による年頭挨拶に続き、ご来賓を代表して瀬沼蒲田税務署長、岡本大田都税事務所長、鈴木大田区长よりご挨拶を頂きました。

平塚副会長(総務組織委員長)による令和7年度の会員増強運動中間報告では、各支部より推薦頂いた会員増強運動にご尽力頂いた方々を代表して、新蒲田多摩川支部の鈴木支部長に大塚会長より感謝状が贈呈されました。

今年の会員増強運動は、達成目標125社を掲げ、各支部の役員、共済会社推進員の方々が連携して蒲田法人会のお仲間を増やすべく、3月の理事会のゴールを目指して会員増強運動に取り組んで頂き104社のお仲間を増やすことができました。

新入会員のご紹介では、19社の方々に壇上にて、おひとりづつ簡単な自社PRを頂きました。その後大塚会長、瀬沼署長とともに壇上での記念撮影も行われ、第1部の式典並びに新入会員紹介は終了いたしました。

第2部の懇親会では澁澤副会長が司会を務め、大塚会長の開会挨拶、河場副署長による乾杯で開宴となりました。途中、青年部会・女性部会によるクイズ大会を挟み、宴たけなわの中、高田副会長の中締をもって閉会となりました。



鈴木新蒲田多摩川支部長へ会員増強運動支部功労者表彰状贈呈



アトラクションは青年部会と女性部会が担当

「いつまでも住み続けたいまちNo. 1」 「子育てNo. 1 都市」をめざして

大田区長 鈴木 晶雅

蒲田法人会の皆様には、日頃より大田区政全般にわたり多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。税のオピニオンリーダーとして企業の発展支援に寄与されておりますとともに、区内の児童、生徒を対象とした租税教育、小・中学生の税についての絵はがきや作文への表彰など、地域貢献事業にも積極的に取り組まれておりますこと、心より感謝申し上げます。また、昨年12月には区内三法人会から、全国法人会総連合の理事会にて決議された「令和8年度税制改正に関する提言」をご提出いただきました。国や都の動向なども注視しながら、税務行政に活かしてまいります。

区では、平成29年度から、原則すべての事業者の従業員について給与天引きによる住民税の納付をしていただくよう、事業者の皆様を特別徴収義務者として指定させていただいており、貴法人会の会員企業の皆様には大変ご尽力いただいております。お陰様をもちまして、令和6年度区一般会計歳入決算において、特別区民税の収納額が約756億円となり、そのうち特別徴収による収納額が約568億円余と、約75%の割合となりました。引き続き、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨年は3月に、基本構想で掲げた将来像を実現するための道筋となる基本計画・実施計画を策定し、持続可能な自治体経営を実践しながら、全庁を挙げて着実に施策を推進してまいりました。昨年を振り返るとともに、これからの大田区政の取組についてご報告申し上げます。

大田区臨時経済対策パッケージ

長引く物価高騰による影響が続く中、区民生活の支援や地域経済の活性化は喫緊の課題です。特に食料品等の価格高騰が家計に与える影響は非常に大きいものであり、区としても深刻に受け止めております。

そこで、新たな物価高騰対策として、国の総合経済対策に基づく、重点支援地方交付金等に区独自の財源を組み合わせ、生活支援、事業者支援の観点から「大田区臨時経済対策パッケージ」を昨年末に取りまとめました。

このパッケージでは、国の施策である子育て世帯の家計への負担軽減を目的とした物価高対応子育て応援手

当、福祉施設等の食材料費支援や中小企業の省エネルギー対策の設備更新助成等の事業者支援に加え、全ての区民の皆様へ食料品をはじめとした物価高騰に対応する生活支援として一人5,000円の「大田区生活支援給付金」の支給等に取り組んでおります。

一日でも早く支援策の効果を区民の皆様実感いただき、物価高騰から区民生活・区内経済を守り、時々刻々と変化する社会・経済情勢においても誰もが安心して暮らすことができるよう、対策の実行に取り組んでまいります。

キャッシュレス納付の推進・ICTを活用した行政サービスの推進

社会全体のデジタル化が進行する中、区では、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税について、区民の皆様へ、より利便性の高い方法でご納付いただけるよう「キャッシュレス納付」に取り組んでまいりました。

スマートフォンを介したコード決済は令和3年度の取り扱い開始以降、年々増加しており、キャッシュレスでの納付件数及び金額は、令和6年度は約7万6千件、34億円余、令和7年度は1月末時点で、約7万8千件、48億円余と順調に伸びております。

また現在、納税証明書、課税(非課税)証明書等の税証明の約30%はコンビニエンスストア等でマイナンバーカードの利用により取得していただいております。電子申請、電子申告などICTを活用した行政サービスの推進に重要な役割を果たすマイナンバーカードの普及につきましては、マイナンバーカードと健康保険証及び運転免許証との一体化により申請数が増加しております。さらに、マイナンバーカードは制度開始から10年目を迎え、昨年から今年にかけて期限を迎えたカード及び電子証明書の更新手続きが増加しております。区では本庁舎およびカードセンターの交付窓口と特別出張所の交付窓口を増設し対応しており、本区におけるマイナンバーカードの交付数は延べ71万枚余りに達し、多くの区民の皆様にご利用いただいております。今後も、マイナンバーカードの利便性が高まり、活用が見込まれることから、引き続き窓口体制の強化を進めてまいります。

こうしたICTを活用した区民サービスの更なる向上を

通じて「ずっと住み続けたい大田区」の実現を目指し、全庁を挙げた取り組みをより一層加速してまいります。

令和8年度予算

令和8年度は「住み続けたいまちNo.1へ暮らしに寄り添い笑顔と心をつないでいく予算」と位置づけ、基本構想における4つの基本目標に沿った、区民の皆様の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的投資」を力強く進めるための予算としております。

また区は、令和8年度に大田区制80周年を迎えます。これまでの大田区の歩みを振り返り、先人が大切にされてきた「暮らしの価値」を次世代へつないでいくための年にしてまいります。この節目を迎えるにあたり、「いつまでも住み続けたいまちNo.1」「子育てNo.1都市」をめざす決意を新たにし、創意と情熱をもって、区民の皆様とともに喜びを分かち合える80周年記念事業を推進してまいります。

大田区子ども未来総合センター開設

「子育てNo.1都市」をめざして子ども施策を進めていくうえで、子ども達の生きる権利や育つ権利等を守り、地域での健やかな育ちを支えることは極めて重要です。

そのため、子ども達の未来を力強く支えるとともに、東京都と連携した新たな総合的児童相談支援体制を築く拠点として、「大田区子ども未来総合センター」を開設いたします。

このセンターには、区が新規に設置する「おおたこども家庭センター」と、東京都の児童相談所が入り、児童虐待の相談を東京都と大田区の双方の職員で一体的に受付し、迅速な支援につなげるなど、今までにない様々な取組を進めてまいります。

少子化の進行によりこどもの数は減少している一方、全国の児童虐待対応件数は、残念ながら、毎年過去最多を更新しています。児童虐待は、未来を担うこどもの心や体に深い傷を残し、時に生命さえも脅かす重大な権利侵害であり、決して許されるものではありません。

開設は本年の8月1日を予定しており、区は引き続き、東京都と緊密な連携を図り、おおたのこどもと家庭を支えてまいります。

新空港線と蒲田らしさの融合

新空港線については、昨年10月に、第一期事業の整備主体である羽田エアポートライン株式会社と営業主体である東急電鉄株式会社が国土交通大臣に提出した速達性向上計画が認定され、この認定をもって、新空港線第一期事業を行うための許可を受けたこととなり、今後は事業の段階に入っております。

蒲田駅から京急蒲田駅付近に新たに整備される「(仮



大田区長
鈴木 晶雅

称) 蒲田新駅]の間が鉄道で結ばれることで、区内の移動はもとより、羽田空港や渋谷・新宿・池袋方面への交通利便性が格段に向上するとともに、災害や事故の際の代替ルートとしての効果が期待されます。

開業は令和20年代前半をめざしており、今後、羽田エアポートライン株式会社が都市計画と環境影響評価の手続きを進めるとともに、鉄道施設の設計等を行ってまいります。

また、新空港線とあわせて進めている、蒲田駅周辺のまちづくりについては、1月に改定した「蒲田駅周辺再編プロジェクト」に基づき、駅東西を結ぶ自由通路等の整備に向けた計画を具体化するとともに、蒲田の将来のまちの姿に、区民の皆様が期待をもってもらえるよう、戦略的なPRにも努めてまいります。

駅とまちが一体となった賑わいのあるまちをめざし、交通利便性の向上と沿線のまちづくりを着実に進めてまいります。

未来へとつなぐ一年に

本年は午年です。馬のような勢いで困難を乗り越え、確かな成果を結ぶ年とするとともに、地域の安心と賑わいを高める取組を着実に進め、未来へとつなぐ一年としてまいります。

今後も、貴法人会をはじめ、区民の皆様や各団体の皆様とともに、活力あふれる大田区を築いていきたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、蒲田法人会の更なるご発展と会員の皆様のご健勝・ご多幸を心より祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

事業計画

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

〈公益財団法人 全国法人会総連合〉

I 法人会の理念

全法連の新しい理念の下、公益社団法人として、税に関する活動を中心に社会へ貢献をする。このため志の高い経営者であるとの矜持を持ち「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献をする。

公益法人としての使命を達成するため、本部・支部・部会が一体となり組織的な事業活動を展開し、事業内容の充実、会員増強の推進に力を注ぎ、以下に掲げる諸施策に取り組む。

II 重点事項

1 納税意識の向上と税知識の普及

公益法人として、広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及のための施策を講じる。このため、広く一般にも税制関連の研修・講話等の充実を図るとともに資料等を作成し、適切な広報活動を行う。また、蒲田署管内の小学校の児童に対する租税教育活動、税に関する絵はがきの募集活動に努めるほか「税を考える週間」の協賛行事等を積極的に実施するとともにe-Tax・eLTAXの利用率向上に努める。

2 組織の強化

法人会の理念を具現化すべき集団として、組織力の強化が不可欠である。組織力は会員が団結することで発揮されるものである。支部毎に定期的な役員会合やイベント事業を行うことで会員相互のコミュニケーションが活性化し会員がお互いを知るきっかけが生まれる。今年度も組織の維持・拡充を図るため交流会・研修会を積極的に実施し退会防止に努めると共に、年間を通して会員増強を行い、10月・

11月・12月は更なる増強月間を設け、厚生制度受託会社とも連携し、全支部一丸となった組織的・集中的な会員増強運動を展開する。また青年部会・女性部会の活動支援も強化し次世代の組織強化に繋げてゆく。

3 支部・ブロック活動の活性化

支部長への負担集中を避けるため副支部長に事業毎に役割を設定することで活性化を図っていく。又、支部役員各々に支部長・副支部長・会計などの担当を委任し、役員改選時等任期を設け各担当を広く経験してもらうことで、支部の硬直化を防ぎ、体制強化を図る。従来 of 支部単独開催のバス研修会、親睦事業等の開催から複数の支部にての共催を推進し連携を図ると共に会員同士の交流を深める。また法人会の公益事業として障害者施設等への支援や地域社会に貢献するため幅広い事業を積極的に展開することで支部内部の協力体制を強固にして行く。

4 税制改正等に対する対応

税制等の調査・研究を行い会員に周知するとともに、税制(使途問題を含む)に関する会員の意見を取りまとめ、税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。なお意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

5 研修の充実

法人会の根幹事業である税法・税務関係研修の開催と研修内容の充実を図るとともに研修参加人員の増加に努める。特にオンラインセミナー、リモート研修等を導入し、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、企業の要望に即した経営支援研修を推進する。

6 税務行政との関連

東京国税局をはじめとした税務諸官庁との関係の維持・発展、および東京税理士会蒲田支部をはじめとした税務関係諸団体とのより密接な連絡協調に努める。

7 e-Tax・eLTAXの普及推進

e-Tax及びeLTAXの普及推進には、引き続き税務当局並びに税理士会との協調が必須であり、両者と連携を図りながら、利用率向上のための方策を検討する。

8 福利厚生制度の拡充

会員の福利厚生制度を支援するための保険事業並びに企業保全を目的とした制度の普及推進を図

る。このため保険事業協力会社の各種共済制度のより一層の普及促進を図るとともに法人会健康診断、全国儀式サービス制度のより一層の周知並びに会員企業の利用率向上に努める。

9 地域社会貢献活動の推進

法人会は公益法人として社会からの信頼を得て、地域に密着した活動を展開することが求められている。法人会の組織力と活力を生かし継続的な社会貢献活動を実施する。また、全法連は新たに「健康経営委員会」を設置し「健康経営」を事業計画に加え推進を図る。「健康経営委員会」とは、法人会の会員企業が国の税収の増加、将来の社会保障給付費を抑制し、日本の財政健全化に貢献して行くために法人会ならではの健康経営の推進に取り組むための委員会である。

令和8年度 収支予算書 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益	35,000	2,000	33,000
② 受 取 会 費	32,100,000	32,200,000	△ 100,000
③ 事 業 収 益	3,257,000	3,271,500	△ 14,500
④ 受 取 補 助 金	18,811,000	17,918,100	892,900
⑤ 受 取 負 担 金	5,470,000	4,100,000	1,370,000
⑤ 受 取 寄 付 金	400,000	420,000	△ 20,000
⑥ 雑 収 益	925,000	1,215,550	△ 290,550
経常収益計	60,998,000	59,127,150	1,870,850
(2) 経常費用			
① 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業(公1)	22,671,000	24,593,000	△ 1,922,000
② 地域企業の発展に資する事業(公2)	9,385,450	8,298,950	1,086,500
③ 地域社会への貢献を目的とする事業(公3)	8,211,300	8,410,300	△ 199,000
④ 公益目的事業を補完するための収益を得る事業(収1)	3,029,000	3,421,000	△ 392,000
⑤ 会員交流及び会員の福利厚生に資するための事業(他1)	14,848,450	15,578,950	△ 730,500
⑥ 管理費(法人)	4,072,800	4,497,800	△ 425,000
経常費用計	62,218,000	64,800,000	△ 2,582,000
当期経常増減額	△ 1,220,000	△ 5,672,850	4,452,850
2. 経常外損益の部			
当期経常外増減額			0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,220,000	△ 5,672,850	4,452,850

新入会員の皆さまです

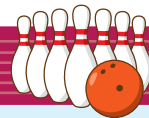
令和7年12月～令和8年3月

支部名	法人名	業種	支部名	法人名	業種
中央南	いちよしIFA(株)	証券代理業	仲六郷	菊地 陽輔	保険業
中央南	ユニバーサル・リンクス(株)蒲田営業部	保険代理店	東花谷	Fizinsight(同)	コンサルティング
西蒲田	アラキエンターテインメント(同)	飲食業	東花谷	(株)世田谷工務店	電気工事業
西蒲田	居酒屋ワタナベ	飲食業	花谷	(株)キタデン	電気工事業
蒲田西口	(株)DreaM	買取店運営(区内7店)	下丸子	前里事務所	司法書士
蒲田西口	(同)KOTA	飲食業	羽田	合同会社NPC	財務経理サポート業
蒲田西口	(株)いもどり(お好み焼きとしちゃん)	飲食業	羽田	(株)サイコッチョー	飲食業
新蒲田多摩川	マイスター(株)	建築業	管外	まるたて	飲食業
新蒲田多摩川	市村建装(株)	建設業	管外	(株)SWEEP	清掃業・建築業
西六郷	セコムオートサービス(株)	自動車整備	管外	北嶋屋酒店	酒類販売業
西六郷	(株)一心	建設業	管外	MSK電気	電気工事業
南六郷	(株)ファンムーブ	情報通信業	管外	(株)Up Village	家整理事業、リユース、リサイクル
仲六郷	AYAME	飲食業	管外	(株)トラストワークス	設備工事業
仲六郷	(株)SUNNY day HOLIDAY	菓子製造業	管外	(株)鷹政	解体業
仲六郷	(株)隆馬重設	重量機器搬入据付工事	管外	(同)L.P.C	学習塾運営
仲六郷	(同) Belle Fiora	化粧品、飲食業	管外	(株)健電工	電気工事業

令和7年12月～令和8年3月にご入会頂いた48社のうち掲載に同意頂いた会員のみ掲載しております。

会員交流会

会員親睦ボウリング大会開催



会員親睦ボウリング大会が、3月5日(木)に品川プリンスホテルボウリングセンターにて開催されました。19チーム76名に、お馴染み秋山希望プロ、俳優の黒田アーサーさんも参戦。お二人には始球式で華麗な投球フォームを披露して頂き、いつにもまして盛り上がった会となりました。

優勝は個人、団体とも羽田の北洋エクスプレス(株)チームが独占状態。1年前から優勝目指して練習してきた甲斐があって良かったですね!

団体優勝 北洋エクスプレス(株)
トータル1387 チーム

個人優勝 北洋エクスプレス(株)
トータル434 伊藤朝雄氏

個人準優勝 北洋エクスプレス(株)
トータル411 伊藤丈太郎氏



黒田アーサー氏



黒田氏と秋山プロ

団体優勝



北洋エクスプレス(株)チーム

個人優勝



伊藤朝雄氏(中央)

個人準優勝



伊藤丈太郎氏(左)

行動する法人会



全法連では、令和8年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

11月4日

税制調査会長 小野寺 五典氏



左から飯野税制委員長、小野寺税制調査会長、田中専務理事

自由民主党

11月12日 予算・税制等に関する政策懇談会

財政・金融・証券関係団体委員長 塩崎 彰久氏 他



日本維新の会

11月28日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 梅村 聡氏 他



立憲民主党

11月13日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 重徳 和彦氏 他



公明党

11月26日 財政・金融部会団体ヒアリング

財政・金融部会長 杉 久武氏 他



国民民主党

11月17日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 古川 元久氏 他



財務省

12月4日

財務大臣 片山 さつき氏



左から片山財務大臣、池田筆頭副会長

財務省

11月17日

財務副大臣 舞立 昇治氏



左から田中専務理事、丸山税制副委員長、舞立財務副大臣、飯野税制委員長

厚生労働省

11月13日

厚生労働副大臣 長坂 康正氏



左から長坂厚生労働副大臣、飯野税制委員長、丸山税制副委員長、

国税庁

12月10日 表敬訪問

長官 江島 一彦氏
次長 田原 芳幸氏
課税部長 高橋 俊一氏



左奥から高橋課税部長、江島国税庁長官、田原次長
右奥から飯野税制委員長、斎藤会長、田中専務理事

総務省

10月14日

自治税務局長 寺崎 秀俊氏



左から田中専務理事、寺崎自治税務局長、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

中小企業庁

10月22日

長官 山下 隆一氏
事業環境部長 坂本 里和氏



左から坂本事業環境部長、田中専務理事、丸山税制副委員長、山下中小企業庁長官、飯野税制委員長

令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！ 特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	—

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置がありません。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業者を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。
登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

支部活動
紹介

蒲田西口・西蒲田支部合同バス研修会 日帰り いちご狩り&YOKOSUKA軍港めぐり

「今回は役員以外の方にも企画に参加していただき、女性向けに買い物中心でリーズナブルな内容が好評でした。帰りの時間が早かったのも喜ばれましたね。」

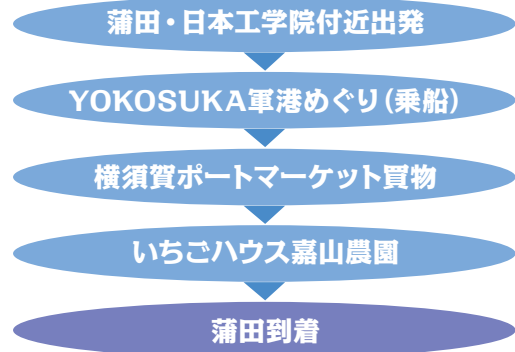
(西蒲田支部 星野谷支部長 談)



実施日 令和8年2月15日(日)

参加者 36名

行程 日帰りバス研修



税務研修 車中にて税務関連のDVD視聴

青年部会主催 第4回 イブニングセミナー開催

「初心者から始められるWEBマーケティング」

講師 (一社)ASAMI/青年部会員 吉村 峻太 氏



本年度第4回目となるイブニングセミナーが、2月13日(金)に法人会館ビル4階研修室にて開催されました。

今回は「初心者から始められるWEBマーケティング」と題し、講師として私が登壇し、これまでの実務経験をもとに、集客や販促にすぐ活かせるノウハウをお伝えしました。

セミナーではまず、私自身がWEBマーケティングに取り組むようになったきっかけや、現場で感じた課題、そして小予算でも成果を出すために工夫してきた取り組みについてお話ししました。実体験を交えた内容に、参加者の皆さまも熱心に耳を傾けてくださり、「身近でイメージしやすい」といった声が多く聞かれました。

続いて、集客の土台となるSEO・MEOの概要について解説。検索エンジンやマップ検索で上位表示を目指すための基本的な考え方や、今日から実践できる具体策を紹介し、参加者の皆さまには自社の状況に置き換えながら理解を深めていただきました。

さらに、近年注目を集めている生成AIの活用方法についてもご紹介。文章作成やアイデア出し、業務効率化への応用事例を交えながら、実際の画面を



使って解説したことで、「すぐに使ってみたい」「ハードルが下がった」といった反応が寄せられました。

最後は、専門知識がなくても運用できるテンプレートサイトの活用方法について説明。低コストかつスピーディーに情報発信を始める方法をお伝えし、WEB活用への第一歩を踏み出すきっかけとなる内容となりました。

大変ありがたいことに、参加者は定員いっぱいの30名。お一人での参加はもちろん、同僚やご友人同士での参加もあり、終始和やかで前向きな雰囲気にも包まれました。「とても分かりやすかった」「実践的で参考になった」といった声も多く、大変好評のうちに終了しました。今後も、学びをすぐ行動に移せるような実践型セミナーを、引き続き企画・開催してまいります。

スポーツジムとジム仲間 (広報委員) 藁谷 陽子

こんにちは。中央南支部：株式会社巴商会の藁谷(わらがい)と申します。学生時代は、いわゆる文化部一筋でした。そのため、当時は運動らしい運動とはほとんど縁のない生活を送っておりました。

社会人になってから、健康維持のためにスポーツジムへ通い始めました。当初は一人で黙々と筋力トレーニングするスタイルでしたが、ジムのスタジオレッスンに参加するようになると、徐々に顔見知りが増え、自然と“ジム仲間”と呼べる方々ができました。社会人になってから、異なる環境の友人ができるとは思っておらず、今では厳しいトレーニングもジム仲間と一緒にだからこそ楽しみながら続けられています。まるで第二の部活動のような感覚です。



開催予定セミナーのご案内

社会人としての基本マインドやスキルを身に着ける ●ビジネスマナー基礎講座

講師 ▶ 人材育成コンサルタント/㈱Fine HR代表取締役 津田典子 氏
5月12日(火) 13:30~16:30 受講料▶無料 定員▶先着20名



マナー講座 QRコード

オンラインセミナー ●入門！決算書の見方・活用 ~会計情報から経営状況を理解する~

講師 ▶ 中小企業診断士・税理士 庄司直貴 氏
視聴期間 ▶ 6月4(木)~6月24(水) 視聴期間 ▶ 3週間 講義時間 ▶ 6時間 期間中24時間、何回でも視聴可能です！
受講料(教材費込) ▶ 会員：4,000円 非会員：6,000円 締め切り ▶ 5月26日(火)

オンライン決算書の見方・活用 QRコード



オンラインセミナー ●パソコンビジネス活用講座 業務に役立つ機能を基礎からマスター

◎エクセル初級 6月11日(木)見逃し配信期間 6月13日(土)~6月26日(金)
◎エクセル中級 6月12日(金)見逃し配信期間 6月16日(火)~6月29日(月)
受講料(一人につき) ▶ 会員：3,500円 非会員：5,500円 締め切り ▶ 6月8日(月)



エクセル中級 QRコード

エクセル初級 QRコード



相談を受けて20年のプロが明かす ●社員が“本音を話せる会社”のつくり方

~メンタルヘルスの観点から離職・休職を防ぐ、相談が生まれる組織の仕組み~
講師 ▶ ㈱MOF代表取締役社長/臨床心理カウンセラー 前田利恵子 氏
6月11(木) 14:00~16:00 受講料 ▶ 会員：無料 定員 ▶ 先着25名 締め切り ▶ 6月4日(木)

本音を話せる会社のつくり方講座 QRコード



第15回通常総会特別講演

日本人はなぜ日本のことを知らないのか

作家 竹田 恒泰 氏

6月19日(金) 16:30~18:00

羽田ギャラクシーホール

羽田空港第1ターミナルビル6F

03-5757-8181



お申込はこちらのQRコードで！

定員200名(先着順)

(FAXでも申し込み頂けます)
FAX: 03-3734-7399

どなたでも
ご参加頂けます
入場無料



竹田恒泰氏(たけだつねやす)プロフィール

1975年(昭和50年) 旧皇族・竹田家に生まれる。明治天皇の玄孫にあたる。慶應義塾大学法学部法律学科卒業。

2006年(平成18年)『語られなかった皇族たちの真実』(小学館)で第15回日本エッセイスト・クラブ賞を受賞。

『日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか』『現代語古事記』など多数の著書を上梓している。また、全国17カ所で「竹田研究会」を開催している。

令和8年度青年部会女性部会合同報告会特別講演

運命を受け入れ、抗わずに生きる

㈱エスワイフード(世界の山ちゃん)代表取締役
山本 久美 氏

5月18日(月) 17:00~18:00

プラザ・アペア 大田区西蒲田8-3-5

03-3732-4122



お申込はこちらのQRコードで！

定員50名(先着順)

(FAXでも申し込み頂けます)
FAX: 03-3734-7399

どなたでも
ご参加頂けます
入場無料



山本久美氏(やまもと ひさみ)プロフィール

1986年 愛知教育大学入学

1990年 名古屋市内小学校教諭となる

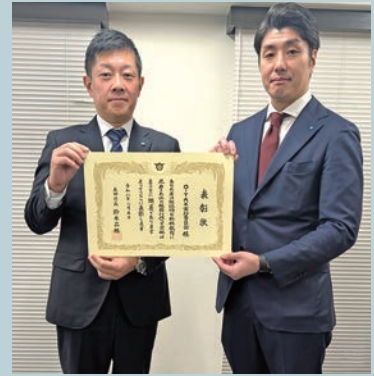
小学校男子クラブチーム(ミニバスケットボール)の監督として全国で3度優勝結婚を機に退職

2000年 ㈱エスワイフード入社、役員となる

2016年 8月に夫である前会長山本重雄の急逝により、㈱エスワイフード代表取締役となり、現在に至る

O-TAX実行委員会が 大田区税務功労者表彰を受彰

令和8年2月5日(木)大田区庁舎にて行われた大田区税務功労者表彰式にて、大田区内三法人会青年部会合同で毎年開催している租税教育イベント「O-TAX」の実行委員会が功労者表彰(「区長が特に認める者」)を受彰。当日は、鈴木区長より表彰状が授与されました。



表彰状を手にする須山部会長と古賀副部会長



大田区庁舎での表彰式にて 前段左より一人目：古賀副部会長／中段左より三人目：須山部会長



雑色商店街



矢口の渡商店街



京浜蒲田あすと



武蔵新田商店街

確定申告の
横断幕を
商店街入り口に
掲示しました。

法人かまた

No.524
令和8年4月1日発行

発行人／大塚 恭弘
発行／公益社団法人蒲田法人会
〒144-0052 大田区蒲田5丁目40番1号
電話 3734-7300 FAX 3734-7399

稼働法人数 8,771社
加入法人数 2,678社
加入率 30.5%
[令和8年3月末現在]

Desk Side

デスクサイド



世代間ギャップを克服して、持続可能な社会を

「Z世代が選ぶビジネスの謎習慣」と題して、2か月ほど前の日本経済新聞のNIKKIプラス!1 にランキングが載っていた。

Z世代とは、1990年代後半から2010代初頭に生まれ、デジタル技術と共に育った世代を指すのだそうだ。

1位が、上司が帰るまで帰れない雰囲気。2位が、有休申請時の「申し訳ありません」。3位が、今もなお残るはんこ必須の紙書類、、、と続く。

ざっと10位までみて、特にZ世代だから感じる事でもないような気がした。むしろ、11位以下の、出張の度に私費で職場へお土産を買う。という疑問とか、ゴルフが仕事

のたしなみとされる、電子申請したのに紙でも出してといわれる。といった疑問の方が今時で面白かった。

昔から変わらない習慣と新しい価値感を持った若者が混在するのが職場だと思う。いつの時代も、世代間でギャップはある。大人世代の常識と若者の常識は違うそうだ。しかし企業にとって大事なことは継続。今よく言われる、「持続可能な社会」という言葉があるが、若者に迎合するのではなく、企業にとって持続可能をキーワードにして、どうすればより良い職場となりえるかを、考えていかねばならないと思う。

Y.M



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の
繁栄をサポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

DAIWA 大同生命保険株式会社

東京支社 品川営業部/
東京都品川区大崎3-6-28(Daiwa大崎3丁目ビル3F)
TEL 03-3490-3161

AIG AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)
TEL 03-6894-9214



北京卵めん

業務用中華麺・手作り風中華万頭・
餃子・春捲・シューマイ・ワンタン
の皮及び春捲 製造販売.卸.

株式会社 **菅野製麺所**
代表取締役 菅野善男

本 社 〒144-0051 東京都大田区西蒲田6丁目29-2
TEL. 03-3735-1561(代)
FAX. 03-3730-0599

埼玉支社 埼玉県吉川市八子新田972

瑞穂工場 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-1-34

「生きる」を創る。

Aflac

法人会「福利厚生制度」は
大田区のアフラックのお店へ

蒲田法人会認定 推進代理店

ファミケア株式会社

雑色店 仲六郷2-16-7

蒲田店 西蒲田7-48-7

大森店 山王2-2-7

0120-82-0269

会員様へのご訪問も承っております。

従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikeyo.or.jp>

